

# 令和5年度第6回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和6年3月22日（金）午後3時～午後4時
- 2 開催方法 ZoomによるWEB開催
- 3 出席者 61市町村国保主管課長ほか、国保連合会事務局長、埼玉県
- 4 議 事

## （1）ワーキンググループの進捗状況について

### ① 財政ワーキンググループ

#### <埼玉県>

- ・ 資料1-1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 3月に6回目の会議を開催し、保険税水準の統一について及び特別交付金（県繰入金分）の交付基準について協議した。

### ② 事務処理標準化ワーキンググループ

#### <埼玉県>

- ・ 資料1-2に基づき、事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 3月に2回目の会議を書面で開催し、グループ別検討の進捗状況について及び事務処理マニュアルの更新について協議した。
- ・ 前回の推進会議でご意見を頂いた資格確認書について、県で調査等をして統一方針を出していただけないかというご意見をいただいたことから実施した各市町村の意向状況についての調査を県にて行った。

資格確認書のサイズについては、59市町村が「カード型」を希望し、2市町村が「はがき型」、2市町村が未回答だった。

この結果について、資格グループにて意見を求めたところ、国保連合会とも確認及び調整をする必要があるため、統一すべきという結論はすぐに出せなかった。

資格確認書の任意記載事項について、各保険者で記載項目の希望がかなり異なる結果となったため、資格グループでも統一は難しいのではないかという結論に至った。

次に資格確認書の有効期間について、ほとんどの市町村が一年を希望するという回答だった。既存保険証の有効期限についても、ほとんどの市町村が令和7年7月31日を希望する結果となり、資格グループでもこれらの項目については、県内で統一できるのではないかという結論になった。

### ③ 保健事業ワーキンググループ

- ・ 資料1-3に基づき、保健事業ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 第1回は9月に開催し、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の保健事業部分について及び保険税統一後の保健事業水準の統一について協議した。
- ・ 第2回は2月8日に開催し、県繰入金関係について及び保健事業協同事業化について協議した。

## 【質疑・意見交換】

### <市町村>

- ・ 資格確認書のアンケート結果が示されたが、この後ワーキングで調整していくのか、県として何か意見を統一していただけるのかについて、県の考え方をお示しいただきたい。

### <埼玉県>

- ・ 他市町村の状況等が分からないと思ったので、まずはアンケートを行った。この後より詳細について協議を行ったほうが良いということがあればワーキングで議論すべきだと思うが、その辺はいかがか。各市町村が状況を把握するためにもまずはアンケート結果を示した。

### <市町村>

- ・ 資格確認書になったときに有効期間等が県内でバラバラになってしまうのは、事務の標準化を目指す埼玉県の趣旨に反してしまうのではないかという懸念があると感じている。県としても勝手にできないというところも重々承知しているが、市町村としては国からの通知に対してその都度臨機応変に対応していくのは難しいので、統一した見解を県で出していただけると大変ありがたいと思っている。

### <埼玉県>

- ・ 統一した見解を出せる部分については検討したほうが良いと思っている。今回の場合、国保連も関係する話なので、国保連とも共有して進めていければと考えている。

## (2) 保険税水準の統一について

### <埼玉県>

- ・ 資料2-1、2-2に基づき、保険税水準の統一にかかる県ホームページへの掲載案及び保険税水準の統一に向けた工程表について説明。
- ・ 保険税水準の統一にかかる県ホームページへの公開に当たり、案1と案2の2案を県の素案として作成した。

案1は、現状の課題として、市町村間の保険税率の差異と保険税変動リスクの2点を挙げ、県が統一を目指す理由について、公平性の確保や財政安定化の面から詳しく説明する内容。

案2は、保険税水準の統一を目指す理由としては被保険者間の不公平の是正のみを挙げており、財政の安定化には触れていない内容。

どちらもメリットとデメリットがあると考えているが、市町村において被保険者への説明の際に活用していただくことも想定しているため、全市町村への意見照会を行いたいと考えている。

来年度の国保運営推進会議で掲載案を再度提示させていただき、5月から6月頃に県ホームページ上で公開させていただきたい。

- ・ 保険税水準の統一に向けた工程表について、第3期国保運営方針の策定状況を踏まえ、完全統一を令和12年度とするなど、所要の更新を行った。
- ・ 令和9年度標準保険税率の推計結果を参考に、各市町村において税率改定計画表の策定をお願いしたい。正式な策定依頼は来年度発出する予定だが、6月頃を目途に各市町村に計画を策定していただき、その後必要に応じてヒアリング等を実施したいと考えている。

### (3) 特別交付金（県繰入金分）の交付基準について

<埼玉県>

- ・ 資料3に基づき、特別交付金（県繰入金分）の交付基準について説明。
- ・ 1月に開催された第5回財政運営ワーキンググループで、交付基準のうち「徴収対策の実施について評価すべき点があること」の項目について、見直しの方向性を議題とし、メンバー以外の市町村にも資料を配布したところである。
- ・ 第5回ワーキングの内容は、資料3の上半分にもとめているが、そのうち徴収対策については、収納率目標の達成状況により評価する「実績評価」と、収入未済額割合や口座振替の促進などの取組を評価する「取組評価」がある。

このうち「実績評価」については、被保険者数を考慮しない「従来ルール」と、被保険者数を考慮することとした「見直しルール」があり、令和3年度から6年間かけて段階的に「見直しルール」へと移行している。これは、「従来ルール」による配分において、1人当たり交付額の市町村間の格差を是正するためのものだが、段階的に降の4年目となる令和6年度算定額においても、格差は最大9,226円と大きな差が生じている。
- ・ また、保険料水準の準統一時には令和5～7年度の収納率が市町村間の税率の差として現れるため、県2号繰入金からの交付がなくなっても、収納率の向上意欲が削がれることはないと考えている。
- ・ このような状況を踏まえ、資料右上にあるとおり、実績評価を廃止または縮小する方向性で交付基準の見直しを提案させていただく。
- ・ 見直しのメリットとしては、1点目として、廃止・縮小した分を1号繰入金に振り替えることで、県全体の納付金額を抑制することができること。2点目として、1点目のとおり1号繰入金に振り替えることで、財政安定化基金の財政調整事業分の取崩額を抑制することができること。3点目として準統一時の市町村標準保険税率の変動を抑えることができることなどが挙げられる。
- ・ 第5回財政運営ワーキンググループでは、実績評価を廃止・縮小することについて大きな方向性として同意をいただいた。
- ・ その結果を踏まえ、昨日開催された第6回財政運営ワーキンググループで具体的な見直し案について議題としたので、資料の下半分をご確認願いたい。
- ・ 見直し案は、令和7年度交付基準から実績評価11.5億円をすべて廃止し、その分を1号繰入金に移行するとするもの。
- ・ 見直し案の設定理由は、1点目として、先ほども御説明したとおり、実績評価のうち「従来ルール」において1人当たり交付額の格差が大きくなっていることが挙げられる。1人当たり交付額が最も多い市町村と最も少ない市町村は、どちらも評価基準である「賦課限度額を政令同額に設定」、「規模別収納率目標を達成」という2条件を達成している市町村であり、同じ条件を達成しているにもかかわらず交付額が大きく乖離することは不公平であり、一刻も早く是正すべきと考えている。
- ・ 2点目として、増加傾向にある1人当たりの納付金額を少しでも抑制する必要性が高いことが挙げられる。令和6年度納付金の算定においては、対前年度伸び率が著しく上昇したため、財政安定化基金のうち財政調整事業分を約20.6億円取り崩し、納付金の減算に活用した。その結果、財政調整事業分の令和6年度末残高は約8.5億円となり、令和

7年度納付金の減算に活用できる調整財源が非常に少なくなっている。11.5億円を1号繰入金に振り替えることで、基金取崩の基準となる1人当たり納付金額の上昇を抑えることが可能となり、実質的に基金を11.5億円分取り崩すのと同じ効果を得られる。標準保険税率算定時に控除していたものを納付金算定時に控除することにする見直しなので、県全体で見たときに最終的な保険税必要額は変わらないが、基金枯渇を防ぐためには効果のある措置だと考えている。

- ・ 3点目として、取組評価分や保険者努力支援制度は存続するほか、準統一後は収納率の差が市町村間の税率の差となるため、収納率向上のインセンティブは確保されることが挙げられる。そのため、準統一時に様々な項目が県単位化されることによる標準保険税率の変動を少しでも抑制するため、変動要因のひとつである徴収対策の実績評価の廃止を前倒して行うことが望ましいと考えた。
- ・ 最後に資料右下のとおり、今回の見直しに伴う2号繰入金の額についての取扱いの変更が、現在2号繰入金の額は「県繰入金の9分の1に相当する額」とされているが、徴収対策の実績評価分を1号繰入金に振り替えるため、【変更案】にあるとおり、末尾に「11億5千万円を控除した額」の文言を加えることとする。
- ・ 「地域差指数が他市町村と比較して低いこと」についての交付基準の見直しについて、現在の交付基準は、資料左上の①当初交付にあるとおり、地域差指数が県平均以下の市町村、つまり、医療費水準が県内で低い市町村に対して、被保険者規模別に設定した交付基準額を交付するものとなっている。なお、交付基準額は被保険者規模別の区分に加えて、地域差指数が県平均以下の市町村を2等分した場合に上位に属するか下位に属するかによって交付基準額を区分している。
- ・ この当初交付に加えて、県繰入金全体で残余が出た場合、地域差指数の交付額を増額して追加交付を行っている。追加交付においては、当初交付の基準に加えて、地域差指数が県平均以上の市町村にも便宜的に交付基準額を設定し、交付基準額のシェアに応じて残余額を按分する形で配分している。
- ・ 続いて資料右上に移り、現状の課題は、1点目として、令和6年度納付金の算定から医療費水準反映係数 $\alpha$ を0としたことにより、納付金に医療費水準が反映されなくなり、本基準による交付の重要性が高まったことが挙げられる。

2点目として、下の表を御覧いただきたい。令和4年度は交付総額3億4千万円のうち約3億円が追加交付、令和3年度も総額5億7千万円のうち5億3千万円が追加交付となっており、例年交付額の大部分が追加交付となっている。

3点目として、追加交付の交付対象には、地域差指数が県平均以上の市町村が含まれており、地域差指数が低いことによる評価となっていないことが挙げられる。なお、地域差指数が県平均以上の市町村に交付されている額は、令和4年度で約9千万円、資料には記載されていないが、今年度は1億円を超えている。

現状と課題を踏まえ、令和6年度交付基準から、交付基準を見直した上で、当初交付額を増額したいと考えている。また、当初交付額で一定規模の交付額を確保するため、これまで行っていた追加交付を行わないこととしたいと考えている。
- ・ 具体的な交付基準の見直し案は、左下の囲いの中のとおりで、地域差指数が県平均以下の市町村に対し、県が定める交付総額を下破線の囲いの中にある計算式で算出した交付基準点数で按分して交付するというものである。

交付基準点数の計算方法は、地域差指数の県平均から当該市町村の地域差指数を引いた数値、つまり、県平均との差に被保険者数を乗じることとしている。なお、交付総額は過去の交付実績や地域差指数が県平均以上の市町村に交付されていた額などを踏まえ、2億円から3億円程度を想定している。

- ・ 見直し案の設定理由について、1点目として、先ほど課題で御説明したとおり、令和6年度納付金の算定から $\alpha = 0$ となるため、医療費水準に係るインセンティブを一定規模確保することが望ましいこと。2点目として、交付基準に被保険者数を加味することで、1人当たり交付額の均衡を図るべきであること。3点目として、インセンティブとなっていない、県平均以上の市町村への交付を廃止するべきであることなどが挙げられる。
- ・ 最後に、追加交付を行わないこととする変更による、県繰入金に剰余額が生じた場合の取扱いについて、資料右下にあるとおり、決算剰余金として翌年度に繰り越した上で、財政安定化基金の財政調整事業分に積み立てることとしたいと考えている。こちらは、県繰入金の剰余額を地域差指数が県平均以上の市町村に交付するよりも、残高が少なくなっている財政安定化基金に少しでも積み立てて、将来の納付金の減算に活用する方がメリットがあるという趣旨によるもの。

#### 【質疑・意見交換】

##### <市町村>

- ・ 2の繰入金についてですが、来年度の予算にも影響するものかと思う。例えば先日、令和5年度分の繰入金の交付額の一覧が示されたが、それを今回の変更点を反映した場合の交付額がいくらになるか市町村別にお示しいただくことは可能か。

##### <埼玉県>

- ・ 今説明した中で徴収対策の評価については、令和7年度からの変更になるため、令和6年度には影響がない。地域差指数では令和6年度から影響が出るものになるため、技術的には、どの程度影響がでるかという推計はできるかと思う。その推計を出すかどうかは内部で検討したいと考えている。

#### (4) 今後のスケジュールについて

##### <埼玉県>

- ・ 資料4-1に基づき、納付金算定を中心に会議等のスケジュールについて説明。
- ・ 資料4-2に基づき、国保事業費納付金の令和6年度納付スケジュールについて説明。

#### (5) その他

##### <埼玉県>

##### ①財政安定化基金のうち本体基金の取崩しについて

- ・ 令和5年度の県国保特会については、普通交付金の予算額に不足が見込まれたことから財政安定化基金からの取崩し等を財源とした増額補正予算を、現在行われている2月議会に上程した。補正予算に計上した本体基金の取崩額は約29.6億円。
- ・ 令和5年度の県国保特会の形式収支は、現時点で普通交付金の3月現金分の金額が確定していないものの、3月現物分の時点で既に赤字となっている。これは、療養給付費等負担金について、国の予算不足のため減額の調整率が掛けられ、所要額が措置されないこと

が大きな要因となっている。

- ・ 不足の額は、3月現物分の時点で約15.4億円となっており、3月現金分の状況によっては、本体基金から予算計上額を上回る取崩しが必要な状況となっている。
- ・ 取崩額の確定値については、来年度報告するが、本体基金の取崩しがほぼ確定的な状況となっており、取崩し分の復元のため、令和7年度から令和9年度の3年間の納付金に取崩し相当額が上乗せされることを御承知おきいただきたい。なお、調整率が掛けられて措置されなかった療養給付費等負担金については、翌年度、実績確定後に追加交付されることとなるが、納付金の減算に活用するために基金の財政調整事業分に積み立てることができるのは、令和6年度の決算剰余金となった後の令和7年度になり、令和8年度納付金の減算から活用可能となる。

## ② 令和6年度以降のワーキンググループについて

- ・ 資料5に基づき、令和6年度以降のワーキンググループについて説明。
- ・ 各ワーキンググループの現構成団体については、埼玉県国民健康保険運営推進会議ワーキンググループ設置要綱第3条に基づき令和6年3月31日で任期が満了となることに伴い、令和6年度以降の各ワーキンググループの構成団体の選出について説明。
- ・ 構成団体については、さいたま市の被保険者数が県全体の約15%を占めるため前回のワーキンググループと同様にさいたま市を別枠とすることを考えている。
- ・ 任期については、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の中間見直し期間に合わせ、令和8年度までとする。また、選出方法については、まず、今月末頃から4月初旬にかけてアンケートを行い、参加についての意向を伺い、そのアンケート結果を参考に、地域、被保険者数の多寡、前期高齢者の多寡、所得水準、賦課方式、財政状況等のバランスを考慮して、県が構成団体案を作成した後、令和6年度第1回埼玉県国民健康保険運営推進会議において決定する流れとなる予定。